

平成 27 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 マックスバリュ西日本株式会社
代表者名 代表取締役社長 加栗 章男
(コード番号 8287 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 中野 浩二
(電話 082-535-8511)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 9 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ改定するものであります。なお、当社では施行日に合わせ平成 27 年 5 月 1 日から運用を開始する予定です。

記

内部統制システム構築の基本方針

マックスバリュ西日本株式会社は、会社法（第 362 条第 4 項第 6 号）及び会社法施行規則（第 100 条）に基づく内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり定める。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第 362 条第 4 項第 6 号）

- ① 当社は、イオングループにおいて 2003 年 4 月に制定された「イオン行動規範」を全ての行動の基本理念とする。
「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまの生活文化の向上を目指すとともに、企業市民の立場から、法令遵守は当然のこととし、地域社会とのより良い関係を構築して、適切な企業経営と地域社会との調和を図り社会的責任を果たす。
- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係る施策・整備・運用状況を審議する機関として、取締役、監査役、本部長及び関係部長などを委員とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、当社における重要な法令違反その他コンプライアン

スに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、必要な調査を行ったうえ、遅滞なく取締役会に報告する。

- ④ 当社の取締役は、その職務の執行に当たっては、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」に基づく業務方針の実現に当たって率先垂範し、当社の使用人をはじめその他利害関係者に対する責任を果たす。
- ⑤ 当社の取締役は、その職務の執行を通じ、その使用人の業務の執行が法令及び定款に適合するよう、「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を活用し、指導と啓発を行う。
- ⑥ 当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
- ⑦ 当社の取締役の職務執行について、当社の監査役は定期的な監査を実施し、必要に応じ当社の取締役会に対しその結果を報告し、内部統制の改善を助言、又は勧告する。
- ⑧ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、万一それら勢力から不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部機関と連携し毅然たる態度で対応する。

2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ① 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」を実践し、お客さま、地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たせるよう努力する。
- ② 当社は、「イオン行動規範」「マックスバリュ西日本行動基準」及び当社固有の問題を織り込んだ「行動基準ハンドブック」「コンプライアンス基礎」を従業員全員に配布するとともに、コンプライアンス教育を実施する。
- ③ 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度（イオン行動規範110番）」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告される。
- ④ 当社は、独自に内部通報制度「何でも相談承り係」と「社長直行便制度」を設け運用する。
- ⑤ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、適切に取締役・使用人に開示し、周知徹底する。
- ⑥ 代表取締役社長が内部監査部門である経営監査室を直轄する。経営監査室は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況を、業務の有効性・効率性、法令・社内規程遵守の観点から内部監査を行う。

- ⑦ コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ）、その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
- ア、株主総会議事録と関連資料
 - イ、取締役会議事録と関連資料
 - ウ、取締役が主催するその他の重要な会議の議事録又は経過の記録
 - エ、取締役を決定者とする決裁書類
 - オ、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ② 当社の取締役は、その職務の執行に係る上記①に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 当社は、リスク管理を最も重要な経営管理のひとつと位置付け、リスクマネジメント担当取締役を置き、リスクマネジメント委員会を設置し、定期的を開催し、各部署のリスク管理の状況・方針等を審議し、全社的に対応する重要事項についてのリスク対策を策定し、取締役会に報告する。
- ② 当社の戦略立案部門は、企業価値を高め又は企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆる事業リスクに対処すべく、経営戦略・経営計画の策定を行うに当たり事業リスクのアセスメントを行い、取締役会における経営判断に際して重要な判断材料を提供する。
- ③ 当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
- ア、地震、洪水、火災、事故等の災害により重大な損失を被るリスク
 - イ、取締役及び使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - ウ、基幹 IT システムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - エ、その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- ④ 当社は災害、環境、コンプライアンス等に関するリスクへの対応については、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等により全従業員に徹底する。
- ⑤ 各事業部門を担当する取締役及び部長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を取締役会・経営会議において定期的に報告

する。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、社内規程に従い、各事業部門の会議、経営会議、予算会議、開発会議等での審議を経て、取締役会において審議して決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、担当取締役及び各部室長等が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、組織関係規程を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続が行なわれるようにする。
- ③ 会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか、経営監査室が定期的に監査し、取締役及び経営幹部に報告する。必要ある場合は、担当する取締役及び経営幹部は是正処置を講ずる。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- ① 当社は、イオングループが定期的に主催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対応策及び業務効率化に資する有益なベストプラクティス等の情報を積極的に有効活用する。
- ② 当社が取り入れるベストプラクティスについては、当社が自主的に決定しており、また、当社のベストプラクティスについても会議を通じ提供する。
- ③ 当社は、グループ各社の情報ネットワークから、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受け啓発できる体制を構築する。
- ④ 親会社イオンとの賃貸借契約やプライベートブランド商品の売買取引等利益相反取引については、可及的に市場価格での取引とし、当社の利益を損ねない方策を講じる。
- ⑤ 当社は、子会社から、その営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社の取締役会において定期的に報告を受ける。
- ⑥ 当社は、当社グループのリスクを統括的に管理するため、グループ全体のリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定するとともに、機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
- ⑦ 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を実現するため、毎事業年度ごとにグループ各社の重点経営目標及び予算配分等を

定める。

- ⑧ 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、経営管理本部が子会社の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理及び指導を行う。
- ⑨ 当社の内部監査部門である経営監査室は、子会社に対して、年1回の内部監査を実施する。
- ⑩ 当社は、当社グループの役員及び従業員が直接通報を行うことができる内部通報制度を設け運用する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

- ① 監査役の業務を補助する使用人は特に設けない。常勤監査役は、監査計画及び監査予算の策定、監査役会議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、その業務に限定した期間、補助業務に当たる者を選定する。
- ③ 常勤監査役の補助業務に当たる者は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

8. 上記7の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、必要としている期間の使用人に関する異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とする。

9. 当社監査役の上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）

常勤監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら常勤監査役の指揮命令に従わなければならない。

10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制 その他当社監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 常勤監査役は、当社の取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議又は委員会に出席することができる。
- ② 当社グループの役員は、取締役会等の当社の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ③ 当社グループの役員、使用人等は、当社の監査役が実施する業務執行状況監査において、取締役が担当する業務について報告を求めた場合、又は、業務及び財産の状況を調査する場合には、迅速かつ的確に対応する。
- ④ 当社グループの役員、使用人等は、以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対し報告する。
 - ア、当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - イ、当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ウ、グループ内外に対し、重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - エ、「イオン行動規範」、法令に対する違反で重大なもの
 - オ、その他上記ア～エに準じる事項

11. 上記 10 の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号）

当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

12. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号）

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号）

- ① 当社の監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
- ② 当社は、常勤監査役が求めた場合、代表取締役社長と協議の上、必要に応じて内部監査部門である経営監査室と共同監査の実施ができるように配慮する。
- ③ 当社の監査役は、監査の実施に当たり、独自に意見を形成するため、必要と認めたときは自らの判断で、当社に係る公認会計士及び弁護士等外部アドバイザーを活用する。
- ④ 当社の代表取締役及び取締役は当社の監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

以 上